

災害廃棄物処理計画の策定について

・・・環境省作成モデル事業の活用から
策定後の取り組み状況まで・・・



八王子市資源循環部清掃施設整備課
杉山 善昭



1. 策定の目的

- (1) 大規模災害が発生した際の適正な処理体制の確保
- (2) 施設を整備する上での交付金の確保

2. モデル事業への参加理由

- (1) 本市独自の課題の整理
自区内に最終処分場を有しないこと
- (2) 中核市としての多摩地域における役割
平成27年4月 中核市に移行

3. 策定の経過

H27年8月

庁内都市経営戦略
会議に付議、承認



参加意思決定後、
関東事務所に申出

H27年12月

第一回

意見交換会

(学識、国、都、
関係団体等)

H28年3月

第二回

意見交換会

取りまとめ
計画策定



H27年9月

モデル事業
参加確定

H28年2月～3月

関係団体への
ヒアリング調査
(都、循環組合、施設協、
清掃協、一廃事業者、
建設業)



4. 計画の概要

(1) 全体の構成

第1章 総論

目的、位置付け、対象、基本的な考え方

第2章 災害廃棄物対策

災害予防、初動期、応急対応期、災害復旧・復興等、処理支援

第3章 処理計画の継続見直し、対策訓練

処理計画の見直し、対策訓練

4. 計画の概要

(2) 第1章 総論

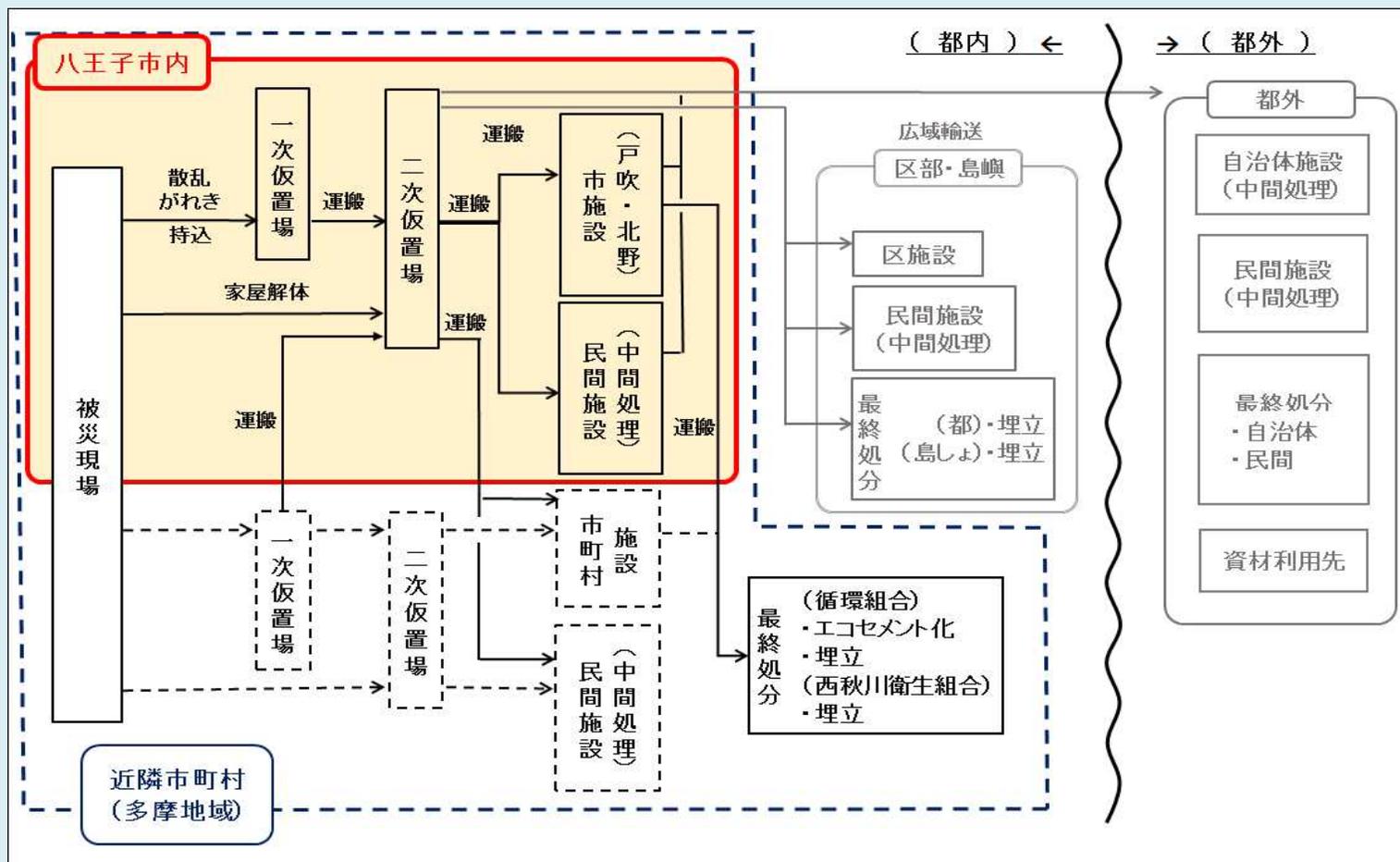
【基本的な考え方】

処理基本方針… 7つの基本方針

- ①市民の生活環境の保全
- ②早期処理の実現
- ③市内処理の徹底
- ④埋立削減、再資源化の促進
- ⑤市内雇用の創出
- ⑥処理費削減努力
- ⑦国、東京都、他の区市町村、関係機関等との
協力連携体制の構築

(2) 第1章 総論 (続き)

【処理フロー】





(3) 第2章 災害廃棄物対策

【災害予防（被害抑止・被害軽減）】

対策マニュアルの整備 など

【初動期（発災後約1ヶ月まで）】

仮置場整備方針 など

【応急対応期（前半：約3ヶ月、後半：約1年）】

実行計画の策定 など

【復旧・復興期】（3年程度）

処理進行管理 など

【処理支援】

支援体制の整備 など



(4) 第3章 処理計画の継続見直し・対策訓練

【処理計画の見直し】

定例会議の開催、マニュアルの更新・整備など

【対策訓練】

情報連絡訓練、図上訓練、連携訓練など

5. モデル事業により顕在化した課題

災害廃棄物処理は市内だけでは完結しない

多摩地域市町村
における共同
処理体制の構築

最終処分に
関する共通
ルール化

都内特別区
(島嶼)、都外
での処理

【今後の対応】

- (ア) 関係団体と連携して災害廃棄物処理の実効性の担保を高めていく
- (イ) 計画を随時、見直していく



6. モデル事業後の取り組み

(1) 仮置場の候補地選定 ～206万トンの災害廃棄物置場～

(ア) 概ねの基準（一次仮置場）

市内全域の公園（市有地）を中心、使用可能平坦面積2,000㎡
2トン車の出入り可

(イ) 現地調査

(ウ) 内部調整

本市防災課、公園、仮設住宅所管等と調整し、意思決定

(エ) リスト作成

約60カ所（公園）を選定



6. モデル事業後の取り組み（続き）

（2）民間事業者との協定締結

（ア）収集運搬等業者

- ・相手：本市委託業者13社、建設業協会、一廃協会 など
- ・内容：災害廃棄物の撤去等の人員、車両、資機材の提供など

（イ）民間処理施設

- ・相手：がれき類、木くず、ガラス陶磁器などの破碎施設を有する業者
- ・内容：破碎処理など

今後：産廃事業者団体などとの協定を検討



6. モデル事業後の取り組み（続き）

（3）マニュアルの策定

時期：平成28年9月から

人員：部内各所管から担当者を選任

内容：定期的な会議、マニュアル作成作業

参考：特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン

実際の活動内容

- ・マニュアル担当職員への意識づけから
- ・勉強会、研修のような形での意見交換、情報共有
- ・マニュアル作成は継続中



7. 取り組む中での課題

(1) 職員の意識

何をしたいかわからない、イメージが共有できていない

(2) 生活ごみと災害廃棄物を分けては考えられない

市域全体での処理体制を見据える

(3) 役割分担の調整

担当所管の反応の低さ

(4) 他所管との調整

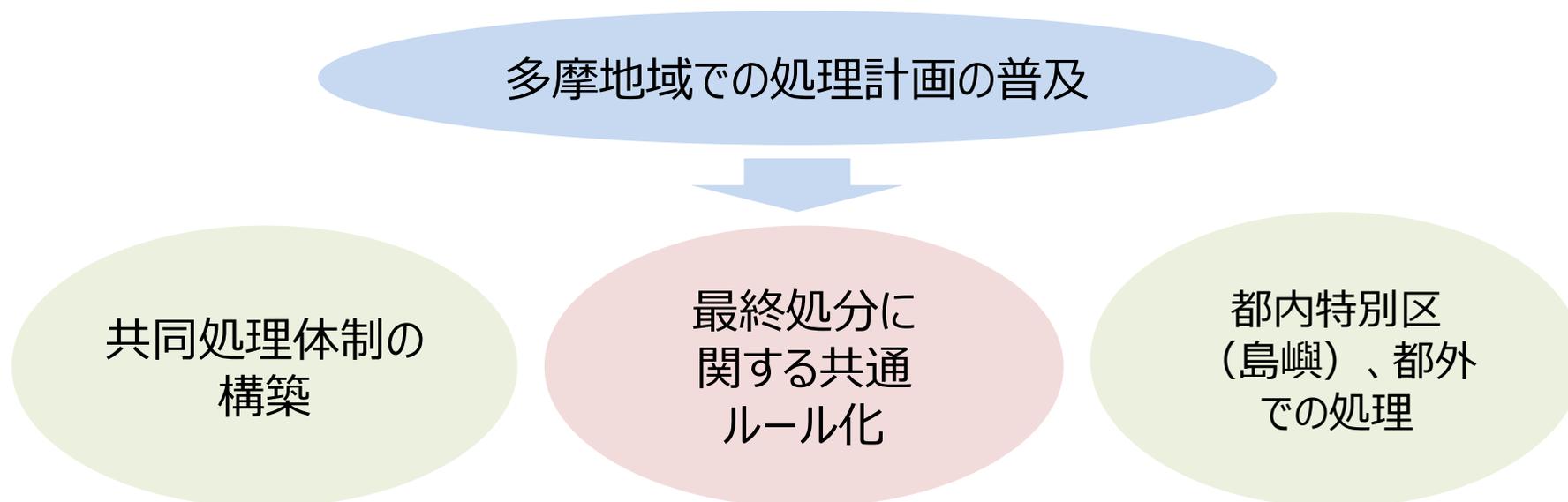
仮置場用地、資機材などの取り合い、道路部局などとの事前調整

(5) 主体は市民

ごみを排出する市民への平時からの周知、意識づけ

8. 今後の展開

- (1) 多摩地域での災害廃棄物処理計画の普及
- (2) 多摩地域での連携体制の構築
- (3) 最終処分に関するルール化
- (4) 特別区（島嶼）・都外処理に関する調整





9. 技術支援の必要性

環境省、東京都からの技術支援

市町村は実施主体 ⇔ 支援は不可欠

(ア) 計画マニュアル策定作業

モデル事業の活用 など

(イ) 広域連携体制の構築

仕組みづくりへの助言、援助 など

(ウ) 人材育成

現地派遣、現地視察、各種研修・講習会の開催、情報提供 など

ご清聴ありがとうございました



(本件の問合せ先)
八王子市資源循環部清掃施設整備課
担当者：杉山・岩崎
TEL 042-620-7461
FAX 042-626-4506
E-mail
b481000@city.hachioji.tokyo.jp

